

流域委員会における事業評価審議の実施

平成29年9月25日

国土交通省 中部地方整備局 河川部

流域委員会と事業評価監視委員会との関係について

◎国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第6 事業評価監視委員会

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業及びダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために 学識経験者から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価実施手続き

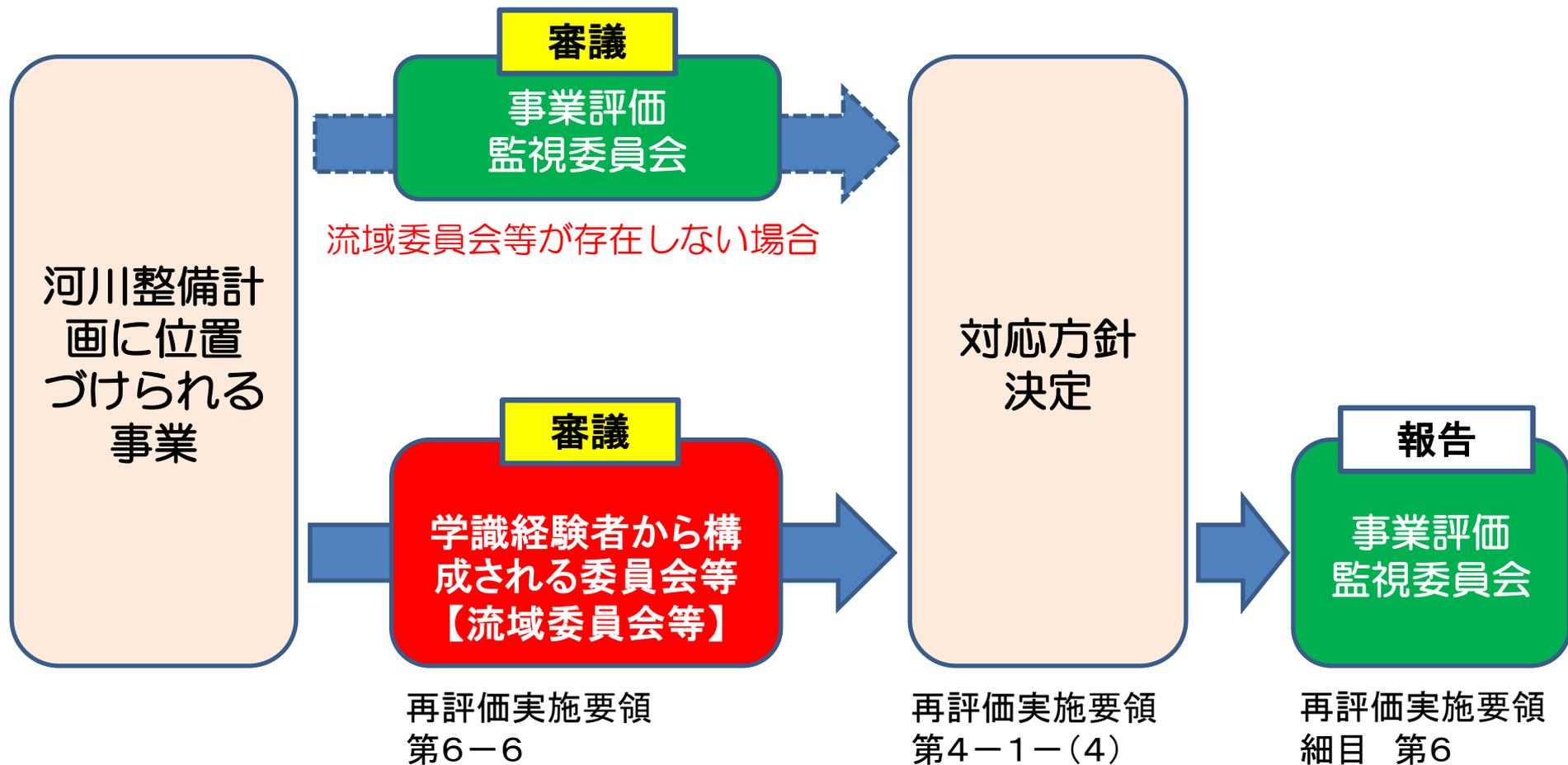
(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。

◎河川及びダム事業の再評価実施細目（抜粋）

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1（4）又は第6の6規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

これまでの再評価、事後評価の手続きについて



河川整備計画の点検・見直しについて

中部地整では、平成13年に豊川水系河川整備計画を策定以降、平成29年に菊川水系河川整備計画策定をもって、すべての水系にて整備計画の策定を完了



整備計画策定以降、流域委員会や事業評価監視委員会等において事業内容等を審議



近年の災害の激甚化等を踏まえ、平成29年度内に流域委員会未設置水系については流域委員会を立ち上げ、平成30年度以降、毎年整備計画の点検を行い、随時見直しを実施予定

平成30年度以降の再評価、事後評価の手続きについて

○中部管内全河川を対象

